

月例研究会（2020年12月23日）

ヴェルサイユ体制下 ドイツ鉄鋼業の再編

——フリック・コンツェルンと
ヴァイマル政府の関係を中心に

伊東 林蔵

第一次世界大戦敗戦後、ヴェルサイユ条約による領土割譲により深刻な打撃を受けたドイツ鉄鋼業は、その損失を克服すべく相対的安定期に産業合理化に取り組んだ。1926年5月に主要鉄鋼企業4社が株式を持ち合い結成された合同製鋼はその代表的事例である。合同製鋼は過剰設備の整理、組織再編等を遂行するが、株主間の対立で不十分に終わり、大恐慌期の1932年に国有化された。その後、政府の監視の下で合理化が完遂されることとなる。

何故、合同製鋼という私企業に対する救済が資金援助や債務引き受けだけでなく、国有化という直接的介入を伴ったのか。それはポーランド領東部オーバーシュレージエンの鉄鋼企業へのF. フリックによる支配的参与が影響していた。フリックは政府系金融機関による資金援助と監査を受け、その資金により獲得したオーバーシュレージエン鉄鋼企業の株式と合同製鋼の設立親会社との株式交換を通じ合同製鋼への支配的影響力を得た。合同製鋼国有化は、フリックが合同製鋼の設立親会社の株式を政府に高額で売却することで遂行されたが、フリックのオーバーシュレージエン事業に協力した政府系金融機関が国有化交渉と再建に関わることとなった。また、フリックのオーバーシュレージエン鉄鋼業支配に協力し金融恐慌で国有化されたドレスデン銀行も、政府による合同製鋼株の

過半数支配に際して持ち株関係に加わった。合同製鋼の再建もドレスデン銀行の関係者の監視、協力の下で行われた。ヴェルサイユ体制の制約を乗り越えようとするドイツ鉄鋼業の努力は、その桎梏に乗じて利益を得たフリックという投機家の参与と、それが招いた国有化と政府系金融機関の関与により達成されたのである。

報告後、貴重な質問と意見を得ることができた。本学経済学部の進藤理香子教授から、ポーランド領東部オーバーシュレージエンにおけるフリックの事業は、ドイツ経済の一体性保持の原則を定めた1922年のジュネーブ協定に則ったものであり、ポーランドから批判を受けるものではないとのご指摘を受けた。これについて、フリックという一人の投資家への援助が内密に行われたことが批判の対象になったと回答したが、当事者の認識と国際情勢に関する考察が不十分であった。工藤章東京大学名誉教授からは、合同製鋼の国有化を監督したハーディ銀行のH. v. フロトウが、大恐慌期のオットー・ヴォルフ社の再建にも関与しているという有益な教示をいただいた。当研究所客員研究員の米山忠寛博士からは、日本の産業合理化は財閥における技術転換に留まったが、ドイツにおける産業合理化が大規模な組織再編を伴ったのは何故かとのご質問を受けた。これには、日本が財閥という非関連多角化の堅固な体制が存在したのに対し、ドイツは19世紀から関連多角化のトラスト、コンツェルンが主流であったため、企業間の結集が容易であったと回答した。その後、工藤教授から、産業合理化がドイツと日本においてアメリカナイゼーションであった一方で、当時の政策者の意見を反映していたとのご意見をいただき、参加者間での意義深い交流が生まれた。

（いとう・りんぞう 法政大学大原社会問題研究所
兼任研究員）